

東日本大震災津波に伴う海中工事における特定共同企業体発注方針の特例について

〔平成26年 1月31日〕  
市 長 決 裁

海中工事の発注件数増大に伴う入札不調への対策として、特定共同企業体発注方針の特例を設ける。

1 工法等・金額区分別の取扱い（下線部は現行と特例とで異なる内容を示す）

工法等	金額区分	特定共同企業体発注方針	
		現行	特例
海中工事	5億円以上	① 2者又は3者のJV	① 2者又は3者のJV、 <u>単独の事業者</u>

2 適用期間

平成 26 年 2 月 1 日以降公告する工事について、当分の間適用する。